

令和7年度に実施した個別指導に おいて保険薬局に改善を求めた 主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 8 年 8 月

目次

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い	1
2 処方内容の変更	1
3 処方内容に関する確認	1
4 調剤済処方箋の取扱い	2
5 調剤録の取扱い	2

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤基本料	2
2 薬剤調整料	2
3 自家製剤加算	2
4 計量混合調剤加算	2

III 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等	2
2 重複投薬・相互作用等防止加算	3
3 服薬管理指導料	3
4 麻薬管理指導加算	3
5 特定薬剤管理指導加算	3
6 乳幼児服薬指導加算	3
7 服薬管理指導料の特例	4
8 外来服薬支援料	4
9 在宅患者訪問薬剤管理指導料	4
10 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	4
11 服薬情報等提供料	4

IV 事務的事項

1 届出事項	4
2 掲示事項	5

V その他

1 調剤報酬明細書の記載	5
2 保険請求に当たっての請求内容の確認	5

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- ① 用量の記載がない。
- ② 用法の記載が不適切である。

2 処方内容の変更

(1) 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方箋に変更の内容を記載していない。
- ② 薬剤の変更・追加を、処方医に確認することなく行っている。

3 処方内容に関する確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
ア セレコキシブ錠 100 mgの頭痛への投与
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
ア オロパジン塩酸塩OD錠5mg 朝夕食後投与
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
ア スピロノラクトン錠 25 mg
イ メマンチン錠5mg
ウ 高齢者に対するエスゾピクロン錠3mg
- ④ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの
ア ケルロング錠とメインテート錠
- ⑤ 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの
ア 心不全が疑われる患者に対するメトホルミン塩酸塩錠
イ 気管支喘息が疑われる患者に対するカルベジロール錠
ウ 前立腺肥大が疑われる患者に対するスピリーバレスピマット
- ⑥ 漫然と長期にわたり処方されているもの
ア 25 mgアリナミンF 糖衣錠
イ メコバラミン錠 0.5 mg
- ⑦ 過量投与が疑われるもの
ア アピドラ注ソロスター 300 単位 5キット
- ⑧ 使用期間が限定されている医薬品について、その期間を超えて処方されているもの

ア 8週を超えるエソメプラゾールカプセル 20 mg

イ 8週を超えるタケキャブ錠 20 mg

4 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載が不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日の記載を誤っている。
- ② 保険薬剤師の記名・押印

5 調剤録の取扱い

(1) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方箋に記載されている内容と調剤録に記載されている内容が異なっている。

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1 調剤基本料

(1) 受付回数を1回とすべきところを2回受付としている（同一日に複数の処方箋を受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋について、受付回数を2回として算定している。）不適切な例が認められたので改めること。

2 薬剤調製料

(1) 薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1剤として算定すべきところ、2剤以上として算定している。

3 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ② 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている（当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。）。

4 計量混合調剤加算

(1) 計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 2種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合していないにもかかわらず算定している。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等

(1) 薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載が不十分である。

ア 薬学的管理に必要な患者の生活像

イ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

2 重複投薬・相互作用等防止加算

(1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方医による単なる事務的な記載ミスに関する疑義照会を行った場合に算定している。
- ② 処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の薬剤服用歴等への記載がない。
- ③ 「残薬調整に係るもの」に該当しない場合に加算を算定している。

3 服薬管理指導料

(1) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 服薬状況（残薬の状況を含む。）

4 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤後、継続的な電話等による麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況の確認が行われていない。
- ② 薬剤服用歴等への指導内容等の記載がない。

5 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
ア ぜんそくに用いたプレドニン錠 5mg
- ② 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- ③ 「イ」について、特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方されていない場合に算定している。

(2) 特定薬剤管理指導加算3について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 一つの医薬品に関して最初の処方以外の処方時に算定している。
- ② 医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合以外の場合に算定している。

6 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に、体重その他必要な事項等の確認を行っていない

い。

7 服薬管理指導料の特例

(1) 服薬管理指導料の特例について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が服薬指導等を行うことについて、患者が希望する場合に、あらかじめ文書で患者の同意を得ていない。

8 外来服薬支援料

(1) 外来服薬支援料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴等に次の事項を記載していない。

ア 当該薬剤の名称

(2) 外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方した保険医に次の事項の了解を得ていない場合に算定している。

ア 治療上の必要性

9 在宅患者訪問薬剤管理指導料

(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬学的管理指導計画を少なくとも1月に1回見直していない。

- ② 薬剤服用歴等について、次の事項の記載がない。

ア 実施した薬学的管理指導の内容

10 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

(1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医の緊急の求めがないものについて算定している。

11 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 保険医療機関に情報提供した文書の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に記載又は添付していない。

- ② 特定薬剤管理指導加算2の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供に対して算定している。

(2) 服薬情報等提供料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 服薬情報等提供料「2のイ」について、保険医療機関に情報提供した文書に次の事項の記載がない。

ア 当該患者の服用薬名

Ⅳ 事務的事項

1 届出事項

(1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに四国厚生支局に届け出ること。

① 保険薬剤師の異動

2 掲示事項

(1) 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

① 四国厚生支局長に届け出た事項に関する掲示がない。

② 明細書の発行状況に関する事項の掲示がない。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

(1) 「処方」欄の記載内容に誤りが認められたので改めること。

① 用法を省略している。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていない又は不十分である。